

アンコンシャス・バイアス気づき発信事業実施業務委託に係る企画提案募集要領

1 趣 旨

この要領は、アンコンシャス・バイアス気づき発信事業実施業務を委託する事業者を選定するため実施する企画提案募集について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 アンコンシャス・バイアス気づき発信事業実施業務
- (2) 業務内容
別添「アンコンシャス・バイアス気づき発信事業実施業務委託仕様書（企画提案用）」のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 7,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。税率10%。）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当しないこと。
- ⑤ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると

認められるとき。

- ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなどこの要領に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 企画提案に係る提出書類及び提出方法について

(1) 提出書類、期限、部数

提出書類	期 限	部 数
①参加申込書（様式 1 号） ②事業者概要書（様式 2 号）	令和 8 年 4 月 3 日（金）午後 5 時	1 部
③企画提案書（様式 3 号） ④経費見積書（様式 4 号）	令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 5 時	5 部

(2) 提出方法及び提出先

10 の担当部局まで郵送又は持参により提出すること。

（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする）

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日除く）

(4) その他

- ・ 企画提案に参加する事業者は提出期限までに①参加申込書及び②事業者概要書を必ず提出すること（提出期限までに提出のなかった事業者の企画提案は受け付けない）。
- ・ 提案は 1 事業者につき、1 提案とする。
- ・ 提案はすべて企画提案書に記載し、様式 3 号に添付して提出すること。
- ・ 提案等は別紙「企画提案書等に必要な記載事項」を参照のこと。
- ・ 山形県競争入札参加資格者名簿に登載のない事業者については、応募資格要件を満たすことを確認するための資料の提出を求める場合がある。

5 審査方法について

提案のあった企画内容について、原則、書類審査により採用候補企画を決定するが、プレゼンテーションを行い審査する場合は、別途連絡する。

審査にあたり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。

選定結果はすべての応募者に対して通知する。

各審査員の審査結果を集計し、平均点が 60 点以上の企画のうち点数の上位 1 者を最優秀提案者とし、審査委員の合議により最優秀提案者を選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査委員の合議によ

り決するものとする。

提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果（平均点60点以上）により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

6 審査項目、審査の視点並びに配点

(1) 審査項目ごとに採点し、合計100点満点で判定を行うものとする。

審査項目	審査の視点	配点
1 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針は、本事業の目的に合致したものであるか。 ・事業内容に関する理解度は高いか。 	20点
2 企画内容	<p><インパクト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・斬新でオリジナリティがあるか。説得力があるか。 	10点
	<p><わかりやすさ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイアスの気づきから意識の改革へと一連で理解できる構成となっているか。 	10点
	<p><統一感></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通性や一貫性を持たせるなど統一感のあるイメージとなっているか、また、様々なアンコンシャス・バイアスや性の多様性に対する理解・認知度の向上に効果的な内容となっているか。 	10点
	<p><好感度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容の表現に好感が持てるか。批判的にとられるような表現になっていないか。誰もが受け入れられる言葉使いや表現となっているか。 	10点
3 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS及びウェブ広告は誘導効果が期待できる内容となっているか。 	20点
4 事業効果測定等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果測定は、適切な方法となっているか。 	5点
5 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容を遂行できる実施体制があるか。 ・業務に有効なノウハウ、経験等を有しているか。 ・概ね過去3年以内に類似の事業を実施した実績があるか。 ・県が実施する「やまがたスマイル企業認定制度」の趣旨を理解し、認定を受けているか（認定企業であるか）。 	10点

6 経費総括	<ul style="list-style-type: none"> ・所要経費の積算は企画内容に関し妥当か。 ・積算根拠は事業に必要な経費が明確に示されているか。 	5点
合計		100点

- (2) 評価は5段階で行うものとし、評価点の採点基準は下表のとおりとする。
ただし上記(1)の審査項目2及び5は評価点を2倍、審査項目1及び3は評価点を4倍する。

採点基準	評価点
非常に優れている	5点
優れている	4点
妥当	3点
不満	2点
非常に不満	1点

7 企画提案作成等に係る質問・問合せ

- (1) 質問の受付期間
令和8年4月3日(金)午後5時までとする。
- (2) 質問・問合せ方法
 - ・企画提案に関する質問等は、「質問票(様式5号)」により行うこと。
 - ・質問票の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「アンコンシャス・バイアス気づき発信事業実施業務・企画提案への問合せ」として10の担当部局あて送付すること。
- (3) 質問・問い合わせへの回答
質問者への回答は、その都度、速やかに、参加申込書提出者全員に電子メールで送付する。ただし、軽微なもの及び各提案者の独自の企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへの回答とする。

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 審査結果に基づき、最も優れた提案を行った事業者(以下「最優秀者」という。)と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が応募に関する事項の失格事由に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納

付しなければならない。ただし、この契約保証金は契約が支障なく履行された時には契約満了時に全額返還する。

なお、山形県財務規則第 135 条に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出書類は本件に係る事業企画の審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 企画提案参加申込書（様式 1 号）の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により 10 担当部局に提出すること。
- (5) 募集及び契約手続きについては、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合等、県の都合により停止することがある。

10 担当部局

山形県しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

担 当：多様性・女性活躍担当

住 所：〒990-8570

山形市松波 2-8-1（県庁 4 階）

T E L：023-630-2262（直）

F A X：023-632-8238

E メール：ywakamono#pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」に変えて送信してください。

アンコンシャス・バイアス気づき発信事業実施業務企画提案書等に必要な記載事項

企画提案書に必要な記載事項

項 目	記 載 事 項
1 実施方針	本事業の実施にあたり、どのような考え方、方針で事業を運営するのか。
2 企画内容 情報発信	<p>(1) 放送素材の制作 どのようなストーリーで、どのようなバイアスに対して気づきを求めるものか、また、性の多様性への理解を進めるのかわかるように記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域及び職場におけるアンコンシャス・バイアスへの気づきを促す CM 動画の内容 2パターン（15秒及び30秒バージョン） ・性の多様性に対する理解促進や認知度の向上に向けた CM 動画の内容 1パターン（15秒及び30秒バージョン） <p>(2) 各種啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・YouTube 動画広告の内容 ・インスタグラム広告の内容 <p>(広告出稿の規模及びスケジュール含む)</p>
3 事業効果測定等の実施	<p>(1) 事業効果測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業効果をどのように測定するか。
4 実施体制	<p>(1) 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業全体の管理体制（指揮命令系統、事業に関わるスタッフの人数や役割分担等） <p>(2) 事業遂行能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施のスケジュール（作業工程） ・概ね3年以内における、本業務と同種又は類似の業務の実績 <p>(3) 県が実施する「やまがたスマイル企業認定制度」の認定の有無</p>